

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年8月10日

**【四半期会計期間】** 第81期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

**【会社名】** 日本ケミファ株式会社

**【英訳名】** NIPPON CHEMIPHAR CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山口 一 城

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

**【電話番号】** 東京(03)3863 - 1211大代表

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員 安 本 昌 秀

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

**【電話番号】** 東京(03)3863 - 1211大代表

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員 安 本 昌 秀

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第80期 第1四半期 連結累計期間	第81期 第1四半期 連結累計期間	第80期
会計期間		自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高	(百万円)	6,863	8,337	28,513
経常利益	(百万円)	712	1,150	2,776
四半期(当期)純利益	(百万円)	362	663	1,439
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	343	640	1,698
純資産額	(百万円)	9,181	10,663	10,230
総資産額	(百万円)	33,905	37,607	33,790
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	8.62	16.16	34.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	27.1	28.3	30.3

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況から復興需要による緩やかな回復傾向にある一方で、欧州ソブリンリスクや円高の長期化などにより引き続き不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましては4月に診療報酬の改定があり、その中でジェネリック医薬品の使用促進策として「一般名処方加算」の新設、「後発医薬品調剤体制加算」の見直し、「薬剤情報提供文書」を活用した情報提供などの新たな施策が実施されております。

このような環境下で、当社グループは「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーとして培ってきた「安心と安全」をベースとして、ジェネリック医薬品の品質、生産性及び効率性の向上への取り組みをより一層推し進めてまいりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

#### 医薬品事業

医薬品事業の業績はジェネリック医薬品の売上高が前年同期比28.4%の増収となったことにより、医薬品事業全体の売上高は8,216百万円（前年同期比23.1%増）、営業利益は1,232百万円（前年同期比65.6%増）となりました。

#### その他

主に受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業の業績は、受注は堅調ではありますが、当第1四半期連結累計期間における試験完成案件が少なかったことなどから、売上高は121百万円（前年同期比35.7%減）、営業損失は64百万円（前年同期は営業利益1百万円）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,337百万円（前年同期比21.5%増）、営業利益は1,168百万円（前年同期比56.6%増）、経常利益は1,150百万円（前年同期比61.5%増）、四半期純利益は663百万円（前年同期比83.0%増）となりました。

## (2) 財政状態

### 資産

流動資産は前連結会計年度末に比べて3,557百万円増加し、24,118百万円となりました。これは、主に受取手形及び売掛金の増加によるものです。

固定資産は前連結会計年度末に比べて260百万円増加し、13,475百万円となりました。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べて3,816百万円増加し、37,607百万円となりました。

### 負債

流動負債は前連結会計年度末に比べて3,063百万円増加し、15,934百万円となりました。これは、主に支払手形及び買掛金並びに短期借入金の増加によるものです。

固定負債は前連結会計年度末に比べて319百万円増加し、11,008百万円となりました。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べて3,383百万円増加し、26,943百万円となりました。

### 純資産

純資産合計は前連結会計年度末に比べて433百万円増加し、10,663百万円となりました。これは、主に四半期純利益の計上により利益剰余金が456百万円増加したことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は（ ）新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、（ ）ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験、ノウハウ及びグローバルな情報発信力、（ ）探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び（ ）創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### 1) 中期経営計画による取組み

当社は、平成19年に中期経営計画「Next Stage『飛躍』」をスタートし、中長期的成長戦略の柱として、ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ウラリットを核として高尿酸血症領域でフロントランナーを目指す、自社開発創薬による業容拡大の3つのミッションを推進してまいりました。

その成果として、ジェネリック医薬品事業につきましては、開発、製造、販売にわたる機能強化に取り組んできた結果、主な大型品では常に市場トップクラスのシェアを獲得してきました。ウラリット・高尿酸血症領域では、治療意義の普及及び市場拡大につながる様々な臨床研究の支援を進め、それらが徐々に成果を見せつつあります。また、創薬につきましては、自社開発の尿酸降下薬「NC-2500」はフェーズ試験へステージを進めるとともに、新たな導出候補品の創出も進んでおり、その中には公的資金を獲得する有望な研究テーマも出てきています。

これらの成果を踏まえ、中期経営計画「Go Forward -その先へ-」を平成24年4月よりスタートいたしました。この中期経営計画「Go Forward -その先へ-」におきましても、引き続き3つのミッションを掲げ、国の使用促進策を追い風としたジェネリック医薬品市場拡大の契機を確実につかみ取るために、ジェネリック医薬品事業に持てる経営資源を集中的に投下すると同時に、大型先発医薬品の特許切れが一段落する平成27年以降の事業環境を見据え、ウラリットを核とした高尿酸血症領域での取組みや自社創薬への投資も強化継続してまいります。

当社は、これら3つのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

中期経営計画「Go Forward -その先へ-」の内容につきましては、当社ホームページに掲載しております。詳細は以下のアドレスよりご覧ください。

(<http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2012/20120518-2.pdf>)

### 2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、平成19年に導入した内容を一部改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます）。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2010/20100511-4.pdf>)

#### 1) 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2) 本プランの概要

### (a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

### (b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます）により割り当てます。

### (c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

### (d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

### (e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

## 3) 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第78回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、( )当社の株主総会において第78回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、( )当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

## 4) 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません）。

上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の前中期経営計画「Next Stage『飛躍』」及び新中期経営計画「Go Forward -その先へ-」による取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の医薬品事業における研究開発費の総額は397百万円であります。

(注) 「その他」の事業では、研究開発活動を行っていないため記載しておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	154,000,000
計	154,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	42,614,205	42,614,205	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	42,614,205	42,614,205		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		42,614		4,304		

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,212,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,016,000	41,016	
単元未満株式	普通株式 386,205		
発行済株式総数	42,614,205		
総株主の議決権		41,016	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権3個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式844株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町 二丁目2番3号	1,212,000		1,212,000	2.84
計		1,212,000		1,212,000	2.84

- (注) 当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は1,213,502株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は2.84%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,677	7,409
受取手形及び売掛金	1, 2 9,067	1, 2 11,111
商品及び製品	2,766	3,161
仕掛品	685	856
原材料及び貯蔵品	595	652
繰延税金資産	656	805
その他	111	122
貸倒引当金	0	1
流動資産合計	20,561	24,118
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,221	3,322
機械装置及び運搬具(純額)	746	902
工具、器具及び備品(純額)	185	193
土地	5,550	5,550
リース資産(純額)	439	425
建設仮勘定	-	31
有形固定資産合計	10,143	10,425
無形固定資産		
のれん	519	475
リース資産	101	95
ソフトウェア	21	18
電話加入権	20	20
無形固定資産合計	662	609
投資その他の資産		
投資有価証券	938	955
長期貸付金	7	7
長期前払費用	14	14
敷金及び保証金	104	112
繰延税金資産	310	315
その他	1,098	1,095
貸倒引当金	64	60
投資その他の資産合計	2,410	2,439
固定資産合計	13,215	13,475
繰延資産		
社債発行費	14	12
繰延資産合計	14	12
資産合計	33,790	37,607

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 4,981	2 6,228
短期借入金	540	1,340
1年内償還予定の社債	370	370
1年内返済予定の長期借入金	2,880	3,214
リース債務	136	137
未払金	45	135
未払法人税等	832	648
未払消費税等	77	106
未払費用	2,170	2,493
預り金	91	108
返品調整引当金	4	4
販売促進引当金	315	335
その他	2 425	2 811
流動負債合計	12,871	15,934
固定負債		
社債	735	650
長期借入金	7,042	7,445
リース債務	436	414
退職給付引当金	783	792
役員退職慰労引当金	289	304
受入敷金保証金	9	9
再評価に係る繰延税金負債	1,391	1,391
固定負債合計	10,688	11,008
負債合計	23,560	26,943
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,304	4,304
資本剰余金	1,297	1,297
利益剰余金	2,835	3,292
自己株式	470	470
株主資本合計	7,966	8,423
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26	2
土地再評価差額金	2,230	2,230
その他の包括利益累計額合計	2,257	2,233
新株予約権	7	7
純資産合計	10,230	10,663
負債純資産合計	33,790	37,607

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	6,863	8,337
売上原価	3,025	3,927
売上総利益	3,837	4,410
返品調整引当金繰入額	-	0
返品調整引当金戻入額	0	-
差引売上総利益	3,838	4,410
販売費及び一般管理費	1 3,092	1 3,241
営業利益	746	1,168
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	15	12
固定資産賃貸料	4	4
持分法による投資利益	4	2
補助金収入	10	17
その他	5	5
営業外収益合計	40	43
営業外費用		
支払利息	52	46
手形売却損	4	3
支払手数料	6	6
その他	10	4
営業外費用合計	74	60
経常利益	712	1,150
特別損失		
固定資産除却損	7	7
その他の投資評価損	8	-
貸倒引当金繰入額	21	-
災害による損失	20	-
特別損失合計	57	7
税金等調整前四半期純利益	654	1,142
法人税、住民税及び事業税	455	624
法人税等調整額	162	145
法人税等合計	292	478
少数株主損益調整前四半期純利益	362	663
少数株主利益	0	-
四半期純利益	362	663

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	362	663
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	19	23
その他の包括利益合計	19	23
四半期包括利益	343	640
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	343	640
少数株主に係る四半期包括利益	0	-

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形割引高	906百万円	922百万円
受取手形裏書譲渡高		28 "

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	58百万円	39百万円
支払手形	1,014 "	928 "
割引手形	147 "	137 "
設備関係支払手形 (流動負債その他)	107 "	10 "

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
貸出コミットメントの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	"	"
差引額	3,000 "	3,000 "

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
広告宣伝費	30百万円	54百万円
販売促進費	840 "	913 "
旅費及び交通費	121 "	123 "
給料	932 "	898 "
支払手数料	203 "	228 "
研究開発費	402 "	397 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	167百万円	181百万円
のれんの償却額	43 "	43 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	127	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	医薬品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	6,674	189	6,863		6,863
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21	1	22	22	
計	6,695	191	6,886	22	6,863
セグメント利益	744	1	746		746

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、健康・美容関連事業、安全性試験の受託等及び不動産賃貸事業を含んでおります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	医薬品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	8,216	121	8,337		8,337
セグメント間の内部売上高 又は振替高		0	0	0	
計	8,216	121	8,337	0	8,337
セグメント利益又は損失( )	1,232	64	1,168		1,168

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円62銭	16円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	362	663
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	362	663
普通株式の期中平均株式数(株)	42,079,060	41,071,406
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	潜在株式は存在するもの の希薄化効果を有しないた め、記載しておりません。	潜在株式は存在するもの の希薄化効果を有しないた め、記載しておりません。
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月6日

日本ケミファ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大野 開彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ケミファ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。